

○地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当状況

1. 目的 地方消費税率の引上げによる引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）については、社会保障4経費（制度として確立された「年金」、「医療」及び「介護」の社会保障給付並びに「少子化」に対処するための施策に要する経費）及びその他の社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策）に要する経費に充てるものとされています（根拠法令：消費税法第1条第2項、地方税法第72条の116第2項）。以上の趣旨を踏まえ、令和4年度一般会計決算における社会保障施策に要する経費への充当状況を報告します。

2. 事業内容 【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 343,816千円
 【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 5,042,886千円

区 分	事 業 名	全 体 事業費	財 源 内 訳					
			特 定 財 源			一 般 財 源		
			国・県	地 方 債	そ の 他	社会保障財源化分の地方消費税交付金	一般財源	
社会保障4経費 その他の社会保障 施策に要する 経費	社会福祉	社会福祉費	182,474	125,423	0	1,467	9,425	46,159
		老人福祉費	228,882	2,192	0	131,698	16,107	78,885
		障害者福祉費	1,102,195	795,915	0	11,540	49,975	244,765
		子ども・子育て事業費	1,883,862	1,105,588	0	215,926	95,347	467,001
		小 計	3,397,413	2,029,118	0	360,631	170,854	836,810
	社会保険	国民健康保険事業費	224,982	112,597	0	42,745	11,808	57,832
		介護保険事業費	313,939	0	0	0	53,229	260,710
		後期高齢者医療事業費	498,888	71,592	0	30	72,444	354,822
		小 計	1,037,809	184,189	0	42,775	137,481	673,364
	保健衛生	保健衛生総務費	138,220	57	0	7,529	22,150	108,484
		予防費	377,137	201,666	0	130,254	7,666	37,551
		母子衛生費	47,273	15,772	0	6,883	4,174	20,444
		保健衛生施設費	45,034	0	0	36,234	1,491	7,309
		小 計	607,664	217,495	0	180,900	35,481	173,788
	合 計		5,042,886	2,430,802	0	584,306	343,816	1,683,962

※社会保障財源化分の地方消費税交付金は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分し、充当しております。